

令和6年度答申第39号
令和6年10月3日

諮詢番号 令和6年度諮詢第40号（令和6年9月2日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮詢に係る判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における前記「労働者」について、賃確法2条2項は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう旨規定し、労基法9条は、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう旨規定する。
- (3) 賃確法7条における前記（1）の「厚生労働省令で定める期間」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）7条は、1年とする旨規定する。

また、賃確法7条における前記（1）の「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃確則8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和5年5月18日、処分庁に対し、B社（以下「本件会社」という。）の元労働者であるとして、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、令和6年3月26日付で、本件認定申請につき、「申請人の労働者性を肯定するに足る証拠がないこと。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

(不認定通知書)

(3) 審査請求人は、令和6年4月4日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書、補正書)

(4) 審査庁は、令和6年9月2日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件会社がC都道府県のD島で経営するEで働いていた際の未払賃金について、A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）に相談したところ、本件労基署の担当官はD島まで行き、審査請求人が労働していたことの確認までしたが、本件不認定処分がされた。本件不認定処分には納得できず、その取消しを求める。

審査請求人は、本件会社の代表取締役F（以下「本件会社代表者」という。）にだまされて労働させられて、一度も給料をもらえなかつたので給与明細書も持っていない。Eで働いていた事実を証明するため、審査請求人と本件会社代表者との間で取り交わされたSNSアプリのLINEの記録（以下「本件LINE記録」という。）を本件労基署に送ることしかできなかつたが、D島の住民、本件会社の出資者であるG氏及びEに来ていた客も、審査請求人が労働していたことを証言してくれている。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮詢に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 本件においては、処分庁が、審査請求人が本件会社と労働契約を締結していた事実等が確認できず、労働者性が認められなかつたことから、本件不認定処分をしたのに対し、審査請求人が、本件会社で労働していたことなどを主張しているため、本件会社における審査請求人の労働者性の当否について判断する必要がある。

2 本件に関しては、以下の事実が認められる。

(1) 本件会社は、Eについて、令和2年10月15日付で旅館業の経営が許可され、令和3年5月18日付で飲食店営業が許可された。

(2) 審査請求人の労働者性について

ア 本件会社代表者は以下のとおり申述している。

(ア) 本件会社と審査請求人との間に雇用関係があるとは思っていない。
あくまでも労使関係ではなく、友人関係の付き合いで、審査請求人の宿泊費や食費の生活の面倒をみる代わりに、Eにおいて、宿泊者の港からの送迎、宿泊者の夕食となるバーベキューの準備及びチェックアウト後のシーツ交換などの手伝いをスポット的にしてもらう関係だと思っていた。そのため、審査請求人に対し、帳簿の作成及び備品の管理等をお願いしつつも、それを審査請求人が満足にしないことに対して咎めることはしなかった。

審査請求人の労働時間は、客がいる日でも2時間から3時間程度、客がいない日は全く仕事がなく、閑散期に審査請求人の雇用を続けることは当然、常識的に考えられない。

(イ) 令和4年7月及び同年8月、審査請求人の知り合いのH氏を短期のアルバイトとして採用し、月給15万円で働いてもらったが、審査請求人とは本件会社との間に何ら賃金に関する約束はない。審査請求人に対し、賃金を支払ったことは一度もなく、喧嘩別れするまでの審査請求人がD島にいる間、賃金の請求を受けたことは一度もなかった。

なお、審査請求人に生活費として5万円を支払ったことが数回あるが、それも労働の対価ではなく、繁忙期は大変なことも事実だったので、感謝の気持ちとして支払ったものである。

イ 審査請求人は以下のとおり申述している。

(ア) 賃金額について、本件会社代表者との口頭での約束では、繁忙期は月額30万円プラス歩合、閑散期は月額20万円だった。

所定労働時間は、始業時刻6時30分、終業時刻は22時から23時頃まで業務を行っていた。休日はなかったが、台風で船が来ない日は客も来ないため、事実上休みとなっていた。しかしながら、台風の日であっても民宿の掃除、修繕等で休むことはなかった。

(イ) 本件会社の労働者として、本件会社代表者、Eの不動産関係者のI氏及び出資者のG氏から本件会社の業務について指示を受けていた。Eでは、基本的に一人で勤務していたが、令和4年7月から同年9月は繁忙期のためH氏という審査請求人の知人にも、業務に従事してもらっていた。

(ウ) Eでは、D島に来島した客の送迎、マリンスポーツの案内及びバーベキューの準備などの業務を行い、6時30分から22時遅くとも2

3時までの時間が労働時間であった。フェリーが島に来ない日以外は、客が0組の日はほとんどなく、閑散期に数日程度0組の日があったが、その日についても、送迎車の整備、マリンジェット及び船の点検、客室内外の掃除及びペンキの塗装等を行っていたが、そこまで時間に追われて作業することはなかった。これらの業務は、いずれも本件会社代表者及び出資者のG氏から指示されて行っていた。本件会社代表者から1日の流れの説明があり、その指示された流れに沿って作業を行っていた。その他、本件会社代表者から当日の来島状況についてLINEがあり、送迎について指示を受けていた。

(エ) 本件会社には、審査請求人との雇用契約書、タイムレコーダー、出勤簿、業務日誌などは一切なく、賃金額や始業、終業時刻などの所定労働時間等については、本件会社代表者と電話、口頭で取り決めていたため、これらの内容を証明する書面、LINE、メールを含めた審査請求人の労働日、労働時間を客観的に証明する記録等は一切ない。

(オ) 本件会社で働き始めた令和2年10月から令和4年11月25日に退職するまでの賃金総額約690万円が、現在に至るまで、本件会社代表者から全く支払われていない。最初の給料が不払となって以降繰り返し本件会社代表者に対して口頭で支払を求めていた。しかしながら、請求はいずれも口頭で行うだけで、メール、LINE、手紙などでは一切請求しておらず、不払を証明するものはない。

ウ 本件会社における審査請求人の労働者性について、以下、「労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）」（昭和60年12月19日付け）の判断基準により検討する。

(ア) 審査請求人から提出された本件LINE記録によると、審査請求人は、本件会社代表者からの断続的な連絡により宿泊者を受け入れ、費用に関して本件会社代表者の了承を得ていたことは確認できるが、本件LINE記録以外では本件会社代表者からの指示等は確認できないため、仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由に関する判断はできない。

また、審査請求人は、前記イ（イ）及び（ウ）のとおり、本件会社代表者などから本件会社の業務について指示を受けていた旨を申述しているが、本件会社代表者は、前記ア（ア）のとおり、審査請求人の宿泊費、食費を負担する代わりの手伝いとして宿泊者の送迎、夕食の

準備などをスポットで依頼していたと申述しており、審査請求人の労働契約に関する書面が一切ないことを踏まえると、審査請求人に対して、業務遂行上の指揮監督があったとは認められない。

さらに、審査請求人は、前記イ（エ）のとおり、賃金額や始業、終業時刻などの所定労働時間等については、本件会社代表者と電話、口頭で取り決めていた旨を主張するが、これも労働契約に関する書面が一切ないことを踏まえると、所定労働日や労働時間についての定めがあったとは認められず、審査請求人への拘束性は認められない。

以上を踏まえると、審査請求人は、指揮監督下の労働にあったと認められない。

(イ) 労基法11条は、賃金とはその名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に払うすべてのものというと規定しているが、審査請求人が本件会社の社員として労働していたと主張する令和2年10月1日から令和4年11月25日までの賃金は一度も支払われていないことから、報酬の労務対償性について判断することはできない。

審査請求人は、前記イ（エ）のとおり、賃金額は本件会社代表者の口頭で約束し、前記イ（オ）のとおり、不払賃金について繰り返し本件会社代表者に対して口頭で支払を求めていた旨を主張するが、その事実を客観的に確認できる資料等は提出されていないため、審査請求人の主張を認めることはできない。

なお、本件会社代表者は、審査請求人に対して生活費として5万円を支払ったことが数回あるが、労働の対価ではなかった旨申述しており、本件会社代表者は、労働の対価として報酬を支払った認識を有していない。

(ウ) その他、提出された資料、審査請求人及び本件会社代表者の申述並びに本件審査請求における審査請求人の主張から、審査請求人の労働者性の判断を補強する要素は認められない。

(エ) なお、審査請求人は、本件会社の出資者、Eに来ていた客等が労働していた事を証言してくれている旨を主張するが、その主張に関する資料等は提出されておらず、審査請求人の主張を認めることはできない。

(オ) 以上により、審査請求人は、本件会社の労働者と認めることはできず、審査請求人の労働者性を肯定するに足りる証拠がないとの理由に

より処分庁が行った本件不認定処分に違法又は不当な点は認められない。

3 よって、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

本件では、審査請求人が本件会社の労働者であったかどうかが問題となっている。「労働者」とは、事業主に使用され、賃金を支払われる者をいう（労基法9条及び11条）のであるから、この点について検討する。

（1）事業主に使用される者であったかについて

事業主に使用される労働者であったためには、事業主の指揮監督下で労働していたことを要するというべきである。

審査請求人は民宿の宿泊者の送迎、ベッドメイキング、バーベキューの準備等の作業に従事していたものと認められるが、本件会社代表者から審査請求人に対し、作業のやり方等についての具体的な指示、注意等があつたことを示す資料はないことから、作業のやり方については審査請求人の判断に委ねられていたと認められる。

また、労働時間については、これを本件会社代表者が把握して管理していたことを示す資料はなく、審査請求人に委ねられていたものと認められる。

これらに照らすと、審査請求人が事業主の指揮監督下で労働していたと認めることは困難である。

（2）賃金支払の約束があったかについて

審査請求人は、聴取書において、繁忙期は月額30万円、閑散期は月額20万円の賃金とする旨口頭で約束したと申し立てているが、本件会社代表者はこれを明確に否定している。

賃金支払の約束について審査請求人の主張を裏付ける資料はない。審査請求人が労働したと主張する令和2年10月から令和4年11月までの間、審査請求人が賃金の支払を催促したことをうかがわせる資料もない。本件会社代表者は、「審査請求人は従前からの知人であり、審査請求人の宿泊

費、食費を負担していたため、そのかわりに民宿での作業をお願いしていた。」と主張するところ、この主張を覆す事情をうかがわせる資料も存在しない。以上からすると、審査請求人と本件会社代表者の間で賃金支払の約束があったと認めることは困難である。

(3) 以上によれば、本件において、審査請求人が本件会社に使用されていた者とは認定し難く、賃金の支払が約束されていたと認めることも困難であるので、審査請求人が労働者であったことを否定した本件不認定処分を是認する審査庁の判断は妥当である。

3 付言

本件では、処分通知書に処分の理由として「申請人の労働者性を肯定するに足る証拠がないこと。」としか記載されていない。審査請求人は少なくとも事業主のために作業に従事したとの認識はあると思われるから、上記の記載のみでは、「審査請求人が労基法上の労働者ではない」という本件不認定処分の理由を審査請求人が正しく理解することは困難であると言わざるを得ない。

処分の理由の記載に当たっては、賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づく認定申請をするには労基法にいう「労働者」であることが必要であるから、審査請求人が「労働者」に当たると判断できない理由を具体的に示すべきであり、改善が求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委 員	戸 谷 博 子
委 員	木 村 宏 政
委 員	下 井 康 史